

いじめ防止 基本方針（抜粋）

八百津中学校

平成26年4月1日策定

はじめに

ここに定める「八百津中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する 基本的考え方

（1）定義 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本認識

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- （3）学校としての構え
 - ・生徒の安全・安心を最優先
 - ・教職員の組織的な指導体制の充実
 - ・「いじめは人間として絶対に許されない」を生徒に徹底
 - ・生徒を大切に作る教職員の意識や態度の醸成
 - ・継続した指導と保護者との連携

2 未然防止のための取り組み

- （1）校訓「八中魂」を大切に魅力ある学級・学校づくり
 - ・自己実現力をつける指導
 - ・共生力をつける指導
 - ・自立力をつける指導
- （2）生命や人権を大切にする指導
 - ・豊かな心の育成
 - ・道德教育の充実
- （3）全ての教育活動を通じた指導
 - ① 自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係の育成
 - ③ 自己の可能性の開発援助
- （4）ネットいじめに対する対策の推進
 - ・教職員・保護者間で共通理解
 - ・情報モラル教育の指導の充実
 - ・生徒間の話し合いや、保護者や地域

3 いじめの早期発見・早期対応

- （1）的確な情報収集、校内連携体制の充実
- （2）教育相談の充実
- （3）教職員の研修の充実
- （4）保護者との連携
- （5）関係機関等との連携

4 いじめ未然防止・ 対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ① 名称：いじめ防止対策委員会
- ② 構成：学校職員、学校評議員、町いじめSV、SGなど
- ③ 運営：年間2回実施予定

5 平成30年度の 主な取り組み計画

- ・安心安全アンケート 年6回
- ・教育相談週間 年3回
- ・ひびきあい集会 6月
(学級安心安全宣言文の作成)
- ・ひびきあい集会 12月
(いのちの講演会)
- ・生徒指導職員会 年3回
- ・ケース会議 年10回
(教育相談担当者、担任等
個別情報交流会)



6 いじめ問題発生時の対応

- 問題発生時・発見時の初期対応
- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の確実な把握
(複数の教員で保護者の協力を得て)
- ④いじめを受けた側の生徒のケア
- ⑤いじめた側の生徒への指導
- ⑥保護者への報告と協力依頼
- ⑦関係機関との連携
(教育委員会・警察・子相等の連携)
- ⑧経過の見守りと継続的な支援
- 「重大事態」発生時の対応
 - ・教育委員会への報告
 - ・教育委員会指導の下での調査
 - ・調査報告と該当保護者へ情報提供
 - ・生命に被害が及ぶ恐れは警察へ

7 学校評価の留意点

- 次の2点を加味し評価する。
 - ・いじめの早期発見の取組に関すること
 - ・いじめの再発防止の取組に関すること

8 個人情報の取り扱い

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となるので、適切に管理する。アンケート結果の原本等の一次資料の保存期間は、当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや徴収の結果を記録した文書など二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。

八百津町立八百津中学校
電話 0574(43)0137
FAX 0574(43)9038